

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部旭川浴場組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力の内容）

第3条 災害時において、乙は甲に対し次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 避難所生活者への風呂の提供
- (2) 市民が緊急に避難する場所としての建物及び敷地の提供
- (3) 生活用水の市民等への提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、前条に定めた事項について乙に協力を求める場合、要請書（様式第1号）に協力の内容、対象者、期間等必要事項を明記して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の報告）

第6条 乙は甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により乙に発生した経費は、法令その他に特段の定めがある場合を除くほか、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。

（経費の請求及び支払）

第8条 前条の経費は、前条の協議終了後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

2 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月20日

甲 旭川市6条通9丁目46番地
旭川市
旭川市長 西川 将



乙 旭川市神楽5条14丁目
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部
旭川浴場組合
組合長 熊谷 清志

